

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

規 則	ペー ジ
秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(五四・人事課)……………	1
秋田県財務規則の一部を改正する規則(五五・財政課)……………	2
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則 (五六・健康対策課)……………	4
薬事法施行細則の一部を改正する規則(五七・医薬薬事課)……………	4
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(五八・生活衛生課)……………	5
訓 令	
秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(一六・総務課)……………	7

## 規 則

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十四号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を「第一項に規定する場合及び前項に規定する場合であつて」に、「認める場合」を「認めるとき」に、「旅行命令簿等」を「旅行命令簿を」に、「旅行命令簿等の」を「第一項に規定する場合の旅行命令簿の記録事項は同項各号に掲げる事項のほか復命に関する事項とし、前項に規定する場合の旅行

命令簿の」に、「別記様式(2)」を「別記様式(2)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四条第五項の規定による」を「第四条第四項に規定する旅行命令簿等が書面をもつて作成される場合の当該」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第四条第四項に規定する旅行命令簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成される場合の当該旅行命令簿の記録事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 旅行者の氏名
  - 二 用務及び用務先
  - 三 出発地、用務地、滞在地及び帰着地、旅行年月日並びに交通手段
  - 四 旅費に係る予算の区分
  - 五 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 第七条中「書類」を「資料」に改める。

第十条の見出しを「(旅費の請求に係る電磁的記録の記録事項等)」に改め、同条第一項中「規定する」の下に「電磁的記録の記録事項並びに」を加え、同条第二項中「旅費請求書に添付すべき書類」を「資料」に改め、「掲げる書類」の下に「(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第十一条の見出しを「(旅費の精算期間等)」に改め、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に改める。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。  
(電磁的記録の提出方法)

第十一条の二 条例第十五条第五項の知事が定める方法は、送信者の使用に係る電子計算機と旅費の支払担当者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(職員の公務のための旅行に係る事務を処理するためのものに限る。)を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、旅費の支払担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

別表第二第一号中「第二号若しくは第三号」を「から第三号まで」に改め、同表第六号中「第二十七号第六号若しくは条例第二十八号第二号」を「第二十八号第一号」に改め、同表第七号中「第二十条第二項(条例第三十五条第四項において準用する場合を含む。)」の規定による宿泊の場合における日当、条例第二十一條第二項(条例第三十五条第四項)を「第二十一條第二項(条例第三十五条第六項)に、「第二十七條第三号」を「第二十七條第一号」に改め、「宿泊料」の下に「又は条例第三十五条第二項の規定による宿泊の場合における日当」を加え、同表第八号中「第三十五条

第三項」を「第三十五条第五項」に改める。  
別記様式(2)中「旅行命令(旅行夜鑑)」、「旅行命令(旅行夜鑑)」を「旅行命令(旅行夜鑑)」に改める。  
「旅行命令」を「旅行命令」に、「命令処理」を「命令処理」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十五号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号の表十の項及び六の項中「及び共済費」を「共済費及び旅費(警察本部に係る旅費を除く。)」に改め、同項第九号(中)「及び共済費」を「共済費及び旅費」に、「共済費」を「共済費並びに警察本部に係る旅費」に改める。

第七条第一項第二号中「支出命令」の下に「集中処理に係る旅費及び」を加える。

第十二条の表総務部の項中「及び共済費」を「共済費」に改め、「限る。」の下に「及び集中処理に係る旅費(警察本部に係る旅費を除く。)」を加える。

第八十七条第一項中「請求書」の下に「(旅費の支出に係るものにあつては、旅費請求書を含む。以下同じ。)」を加え、「繰替払」を「若しくは繰替払をする場合」に、「ときは、この」を「場合は、この」に改め、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 支出命令者は、前項本文の規定にかかわらず、集中処理に係る旅費(警察本部に係る旅費を除く。第九十七条(旅費の請求及び受領の委任)第二項及び第三百二十四条(代理人払)第三項において同じ。)(の支出命令をしようとするときは、前項の旅費請求書に代えて、当該旅費請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、職員が公務のための旅行に係る事務を処理するための電子情報処理組織を使用して作成されるものをいう。以下同じ。))に基づいて行わなければならない。

第八十八条第一項中「前条の規定により債権者が」を「債権者は、前条第一項の規

定により」に、「請求書には」を「請求書に」に、「記載させる」を「記載する」に、「押させなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項に規定する請求書に」を「前条第一項の請求書又は同条第二項の電磁的記録を提出するとき」に、「それぞれ添える」を「併せて提出する」に、「更にその」を「、その」に改める。

第八十九条中「第八十七条(支出の原則)第二項」を「第八十七条(支出の原則)第三項」に改める。

第九十七条第二項中「旅費」の下に「(集中処理に係る旅費を除く。)」を加える。

第九十八条中「発しよう」を「しよう」に、「支出命令書及び」を「支出命令書又は」に改め、「(旅費の支出に係るものにあつては、旅費計算書兼請求書又は旅費計算書兼変更請求書)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第八十七条(支出の原則)第二項の規定により集中処理に係る旅費の支出命令をしようとするときは、旅費請求書の添付を要しない。

第一百一条第二項中「旅費計算書兼変更請求書」を「変更後の旅費の額に係る旅費請求書」に改める。

第三百三十四条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、集中処理に係る旅費の代理人への支払については、適用しない。

別表第二の二第三号を次のように改める。

三 行政書士試験手数料

別表第二の二第四十五号から第四十八号までを次のように改める。

四十五から四十八まで 削除

別表第二の二第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可申請手数料

別表第二の二第九十二号及び第九十三号を次のように改める。

九十二及び九十三 削除

様式第八十三号の二に次のように加える。

支出負担行為何兼支出命令書(7)

A 4 判

支出負担行為何兼支出命令書(旅費)内訳票

支出命令番号	所属	再配属元内訳 所 属 課 目 事業	旅行期間	用務内容	支出命令額 (円)	内 者 分			請 求 及 び 受 領 の 代 理 人 分		処 理 号	
						旅 行 者	金 額	請 求	請 求 及 び 受 領 の 代 理 人	金 額		
						債権者番号	(円)	年月日	債権者番号	(円)		
						所 属 氏 名	金融機関 預金種別及び口座番号 口座名義人	債権者住所 債権者名	金融機関 預金種別及び口座番号 口座名義人			
合 計												

まとめ番号

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)

2 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十一年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第五項中「第八十七条第二項」を「第八十七条第三項」に改める。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十六号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)中「助産婦」を「助産師」に改め、同号(六)中「保健所長」を「所長」に改め、同表第四号(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)を(五)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第九条の三(第十二条の第二項において準用する場合を含む。)の規定による専ら出張のみによつて行う業務の開始に関する届出及び業務の休止若しくは廃止又は再開に関する届出を受理すること。

(四) 第九条の四(第十二条の第二項において準用する場合を含む。)の規定による滞在して行う業務に関する届出を受理すること。

別表第五号を次のように改める。

## 五 削除

別表第九号(一)中「第八条第三項ただし書」の下に、「(第二十七条において準用する場合を含む。)(一)を、「薬同」の下に、「又は一般販売業の業務」を加え、同号(二)中「販売業」の下に「又は賃貸業」を加え、同号(三)中「第六十九条第一項」を「第六十九条第三項」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 第六十九条第一項又は第二項の規定により、必要な報告をさせ、又は当該職員に立入検査をさせること。

別表第十号(一)中「医療用具販売業届出済証」を「医療用具の販売業又は賃貸業の届出済証」に改め、同表第十二号(一)中「第十七条第一項」を「第十七条第二項」に改め、同表第十三号(一)中「第五十条の二十七第一項」を「第五十条の三十八第一項」に

改め、同表第十六号(一)中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号(二)中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(三)中「第十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同号(四)中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同号(五)中「第二十一条の第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号(六)中「第二十二条」を「第五十四条」に改め、「廃棄させ」の下に「又は」を加え、「執る」を「とる」に改め、同号(七)中「第二十三条」を「第五十五条第一項」に改め、同号(八)中「第二十四条」を「第五十六条」に改め、同表第十七号(一)中「第二十一条」を「第七十一条」に改め、同表第十八号(八)中「及び第三十二条第三項」を「、第三十二条第三項及び第三十二条の第三項」に改め、同表第二十八号(一)及び(二)中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同号(三)中「第十四条の二」を「第十四条の二第三項」に改め、同表第二十八号の五中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第十条の二の規定による浄化槽の使用開始等の報告を受理すること。

別表第二十八号の六を次のように改める。

二十八号の六 削除

別表第三十八号の二を次のように改める。

三十八号の二 削除

別表第三十八号の四を次のように改める。

三十八号の四 削除

別表第三十九号の二を次のように改める。

三十九号の二 削除

別表第三十九号の四を削り、同表第四十一号(八)中「閉鎖」の下に「若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止」を加え、同号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、同号(二)中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 第五条第二項の規定による無店舗買取次店の営業の届出を受理すること。

別表第五十三号(六)を削り、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第三十二条第一項の規定により、通院医療費の公費負担を決定すること。

別表第五十三号(九)中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同表第五十三号の三を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十七号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「医薬品製造業(医薬部外品、化粧品及び医療用具製造業を含む。)、医薬品販売業又は医療用具販売業」を、「所在地又は製造業、販売業若しくは賃貸業」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条第一項中「の規定」を削り、「により薬局及び」を、「の規定により薬局又は」に改め、同条第二項中「許可書」を「許可証」に改める。

第六条の見出しを「(許可証の返納)」に改め、同条中「許可書をすみやかに」を「許可証を速やかに」に改める。

第十六条の見出しを「(医療用具の販売業又は賃貸業の届出済証の交付)」に改め、同条中「の販売業」の下に「又は賃貸業」を加え、「医療用具販売業届出済証」を「届出済証」に改める。

様式第二号中「記号欄号」を「記号及び番号」に改め、「第27条」の次に「において運用する同法第8条第3項ただし書」を加え、「許可する」を「許可します」に改める。

様式第五号中「医療用具販売業届出済証」を「医療用具販売業(賃貸業)届出済証」に、「名称」を「、名称」に、「医療用具販売業の」を「医療用具の販売業(賃貸業)の」に、「証明する」を「証明します」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月四日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十八号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中「第一条の第二項」を「第一条の第三項」に、「第一条の第二

項」を「第一条の第三項」に、「クリーニング所開設届出事項変更(廃止)届出

書」を「無店舗取次店営業届出書」に、

規則第一条

を

規則第

一条の第三項 に、「クリーニング所開設届出書の添付書類」を「クリーニング

所開設届出事項等変更(廃止)届出書」に、「及び第二条の第三項」を、「第二

条の第三項又は第二条の第四項」に改める。

様式第四号を削る。

様式第三号中「クリーニング所開設届出事項変更(廃止)届出書」を「クリーニング所開設届出事項等変更(廃止)届出書」に改め、「の開設届出事項」の次に「(無店舗取次店の営業届出事項)」を加え、「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、「クリーニング所」の次に「(無店舗取次店)」を、「クリーニング所の所在地」の次に「(無店舗取次店の出たる職業区域)」を加え、同様式の備考2中「廃止」を「クリーニング所の廃止」に、「クリーニング所開設届出書の届出済証」を「正殿クリーニング所の確認済証」に改め、同様式を様式第四号とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号 無店舗取次店営業届出書(第5条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
氏 名  
( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )

無店舗取次店の営業について(届出)

次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

無店舗取次店の名称						
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号						
業務用車両の保管場所						
営 業 区 域	(うち主たる営業区域 )					
営業開始の予定年月日	年 月 日					
業務用車両の構造の概要						
営 業 者	氏 名 ( 法人の名称及び 代表者の氏名 )	年 月 日 生	本 籍 ( 主たる事務 所の所在地 )		電 話 番 号	
	本 籍	住 所	氏 名	生 年 月 日	登 録 番 号	
ク リ ー ニ ン グ 師						
従 事 者 数						
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無					

備考 次の書類を添付してください。

- 1 業務用車両の自動車検査証の写し
- 2 クリーニング師その他の従事者の健康診断書
- 3 営業者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び代表者の資格を証する書類

<p>秋田県訓令第十六号</p> <p>秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令</p> <p>平成十六年十月四日</p> <p>秋田県知事 寺 田 典 城</p> <p>秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令</p> <p>秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号中「課所」の下に「及び秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号。以下「組織規則」という。）第三条第一項に規定するセンター（第五条において「センター」という。）を加え、同条第三号中「秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号。以下「組織規則」という。）」を「組織規則」に、「又は」を「及び」に改める。</p> <p>第五条の見出しを「（課所長等の職務）」に改め、同条中「課所長」の下に「及びセンターの長」を加える。</p> <p>第十四条に次の一項を加える。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、業務情報処理システムを利用して行う業務に係る起案は、当該業務情報処理システムへの入力により必要な事項の記録をすることにより行うことができる。</p>	<p>「 3 クーリーング所 様式第五号中「 3 クーリーング所の名称及び所在地」を 4 クーリーング所 （無店舗取次店）の名称 の所在地（無店舗取次店の在たる職業区域並びに業務用車両の保管場所及び自動車発着場等）」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>訓 令</p> <p>庁 中 一 般 各 地 方 機 関</p>
	<p>第二十二條に次の一項を加える。</p> <p>3 第十四条第三項の規定により業務情報処理システムを利用して行う起案に係る回議は、当該業務情報処理システムの送受信装置により送信して行わなければならない。</p> <p>第二十五條に次の一項を加える。</p> <p>2 前項の規定は、第十四条第三項に規定する方法により起案した事案について代決した場合は、適用しない。</p> <p>附 則 この訓令は、平成十六年十月四日から施行する。</p>

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄